

観音寺市スポーツ競技大会出場報奨金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、観音寺市のスポーツ振興を推進するため、国際大会又は全国大会で市長が特に必要と認めた大会（以下「スポーツ競技大会」という。）に出場する選手に対し、スポーツ報奨金（以下「報奨金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、スポーツ競技大会とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 国際大会 オリンピック大会、パラリンピック大会、世界選手権大会その他世界を総括する競技団体が主催する大会のうち、選考会、予選会等を経て出場するもの
 - (2) 全国大会 県大会、四国大会等の選考会、予選会等において、優秀な成績を修め、又は標準の記録を達し、出場する大会で次に掲げるもの
 - ア 国民体育大会
 - イ 全国青年大会（体育の部に限る。）
 - ウ 全国健康福祉祭（文化交流大会を除く。）
 - エ 公益財団法人日本スポーツ協会加盟の中央競技団体若しくは準加盟団体又は公益財団法人日本パラスポーツ協会が主催する全国規模の大会
 - オ その他市長が特別に認める全国規模の大会
- 2 前項の規定にかかわらず、単一の職域団体又は学生競技連盟が主催する大会、学校を代表して出場する大会等は除く。

(対象者)

第3条 報奨金の対象者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 個人出場 スポーツ競技大会に出場する選手であって、当該スポーツ競技大会の開催日において観音寺市内に住所を有するもの
- (2) 団体出場
 - ア 団体分 スポーツ競技大会に出場する団体であって、当該スポーツ競技大会の開催日において観音寺市内を所在地とする団体
 - イ 選手分 当該開催日において観音寺市内に住所を有する当該団体の選手。ただし、

市長が特に必要と認めた者については、この限りでない。

(報奨金の額)

第4条 この要綱において、交付する報奨金の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、別途報奨金の額を定めることができる。

(申請)

第5条 報奨金の交付を受けようとする者は、原則として、スポーツ競技大会の開催日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、事後において申請することができる。

- (1) 観音寺市スポーツ競技大会出場報奨金交付申請書(様式第1号)
- (2) スポーツ競技大会の要項
- (3) 選考会、予選会等の要項及び結果又はスポーツ競技大会への出場が確認できる書類
- (4) 団体競技の場合にあっては、大会参加者名簿(様式第2号)

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは速やかに内容を審査し、この要綱に適合すると認めたときは、報奨金を交付し、報奨金の交付をもって交付決定の通知に代えるものとする。

(結果報告)

第7条 報奨金の交付を受けた者は、スポーツ競技大会出場後、速やかに、その成績を確認することができる書類を市長に提出しなければならない。

2 第5条ただし書の規定に基づき事後に申請する場合は、スポーツ競技大会出場後、速やかに、同条各号に掲げる書類に、当該スポーツ競技大会の成績を確認することができる書類を添えて、申請するものとする。

(報奨金の返還)

第8条 報奨金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合には、報奨金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) スポーツ競技大会が中止になったとき。

(2) スポーツ競技大会への参加を中止したとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により報奨金の交付を受けたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分		金額
個人出場	全国大会	10,000円
	国際大会（オリンピック大会、パラリンピック大会を除く。）	20,000円
	オリンピック大会、パラリンピック大会	100,000円
	その他国際規模の大会で市長が特別に認めたもの	100,000円以内
団体出場	全国大会	100,000円を上限とする。
	団体分	20,000円
	選手分	個人の金額に出場選手数を乗じて得た額から団体分を減じた額（当該額が0円に満たない場合は0円とする。）
	国際大会（オリンピック大会、パラリンピック大会を除く。）	200,000円を上限とする。
	団体分	40,000円
	選手分	個人の金額に出場選手数を乗じて得た額から団体分を減じた額（当該額が0円に満たない場合は0円とする。）
	オリンピック大会、パラリンピック大会	300,000円
	その他国際規模の大会で市長が特別に認めたもの	300,000円以内

備考

- 1 同一種目で、団体と個人両方に出場する場合は、団体出場とみなす。
- 2 選手分の算出において減ずる団体分の額は、実際の交付額とする。